

## 第2回武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会 次 第

日 時：平成28年8月8日（月）  
午後7時から  
場 所：301会議室

### 1 開 会

### 2 報 告

- (1) 第1回武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会の会議結果について

### 3 議 題

- (1) 武蔵村山市第二次教育振興基本計画（素案）について
- (2) その他

### 4 閉 会

#### 【配布資料】

資料番号	資料名
資料 1	第1回武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会会議録
資料 2	武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会（報告）
事前配布資料	武蔵村山市第二次教育振興基本計画（素案）

## 武蔵村山市教育振興基本計画策定懇談会（報告）

戦後60年余、我々を取り巻く社会環境は著しく変貌しました。

同様に、国際化や高度情報化の進展、少子高齢化の進展、科学技術の発展、環境問題への関心の高まり及び価値観の多様化など、学校教育を巡る環境も大きく変化し、様々な課題を抱えることとなりました。

これらの社会環境の変化や様々な課題に対応すべく、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正されました。この改正教育基本法では、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、新しい時代にふさわしい教育の実現のため、「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念とともに、新たに達成すべき教育の目標を掲げるなど新しい時代の教育の理念が明確に示されています。

これらを踏まえ、市内の教育振興基本計画策定委員会において作成した「武蔵村山市教育振興基本計画（事務局案）」では、国の「教育振興基本計画」及び東京都の「東京都教育ビジョン（第2次）」に掲げる、今後10年後の教育の姿などを参考としつつ、新たに、基本理念を「人と人との絆で 未来を拓く 学び支え合うまち むさしむらやま」を設定し、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、これらを具現化するため、教育行政の施策を学校教育分野と生涯学習分野に大別し、施策の体系、重点的に取り組む施策、今後5年間で取り組む基本施策等を整理したものとなっており、おおむね妥当なものと考えます。

しかし、本市を取り巻く教育の現状と課題の整理、施策の体系の順位付けなどについては、一部に修正等を要する箇所が見受けられることから、教育委員会にあっては、下記に示す本懇談会の意見等に留意し、本計画を策定されるよう要望いたします。

### 記

#### 1 全般的意見について

- (1) 市政を総合的かつ計画的に運営するため、本市では、平成23年2月に「武蔵村山市第四次長期総合計画」（以下「総合計画」という。）を策定し、各種行政施策の推進に努めているところである。本計画の策定に当たっては、総合計画との整合に十分留意し、策定を進められたい。
- (2) 本計画の進捗状況や具体化を図るため、目標指標を設定したことは評価できるものである。各目標指標が達成されるよう着実に施策・事業の展開を図られたい。
- (3) 第3章 今後5年間で取り組むべき基本施策に掲げる「主要施策・主要事業一覧表」については、どの「具体的施策」に対応するものなのか明確となっていないため、「主要施策・主要事業一覧表」に番号の表記をする等、記載方法について工夫されたい。
- (4) 本文中には、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及びALT等、教育上の専門用語が多用されている。文中又は巻末に用語解説を設ける等、市民等にとって、さらに理解しやすいものとなるよう、心掛けられたい。

- (5) 掲載写真については、登載のない学校も見受けられる。写真の掲載に当たっては、学校間で差が生じないように、各学校と調整の上、掲載されたい。なお、写真掲載に当たっては、各学校に掲載の許諾等を行い、個人情報の取扱いには十分留意されたい。

## 2 個別的意見について

- (1) 本市を取り巻く教育の現状と課題のとらえ方について

本市の取り巻く教育の現状と課題については、本市教育委員会並びに各学校が、教育目標及び基本方針を踏まえつつ、第2次武蔵村山市教育推進プランや各学校の学校経営方針等に基づき、計画的及び継続的に取組み、それらを十分に踏まえ整理されたものとなっているが、本市を取り巻く現状を整理する上で、それを裏付ける根拠が明確になっていない。

このため、本市立小・中学校児童・生徒の学力、体力の状況等を裏付ける、図やグラフ等のデータを本項目に追加するなど、一層市民等にとって分かりやすいものとなるよう工夫されたい。

- (2) 武蔵村山市における教育の基本的な考え方について

① 基本理念の設定について

おおむね10年先を見通した基本理念を「人と人の絆で 未来を拓く 学び支え合うまち むさしむらやま」と設定している。

中・長期的な基本理念を端的に示すことは、市民等にとって、本市教育委員会が目指す教育の方向性を明らかにするものであり、評価するものである。

② 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿のとらえ方について

国の「教育振興基本計画」及び東京都の「東京都教育ビジョン（第2次）」に掲げる、今後10年後の教育の姿などを参考にしつつ、本市の教育の現状と課題を踏まえ、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を3つの視点で描いており、妥当なものと考えているが、「視点3 誰もが喜びを感じられる教育」の文中の表記については、本計画が、本市の「教育の振興」の施策に関する総合的な計画であるとの観点から、次のように改められたい。

変更前	「・・・生涯にわたり <u>学び働く</u> ことができる環境を整備する・・・」
変更後	「・・・生涯にわたり <u>学ぶ</u> ことができる環境を整備する・・・」

③ 施策の体系について

教育行政の施策を学校教育分野と生涯学習分野に大別し、体系化することで、本計画が、生涯学習推進計画、スポーツ推進計画等の教育関連計画の上位計画で

あることを明確にできる。

しかしながら、施策の体系のうち、基本施策「豊かな心を育む教育の推進」に掲げる、具体的施策「人権教育の推進」「道徳教育の充実」等の順位付けについては、疑問が残る。

人権及び道徳は、すべての人にとってなくてはならない大切なものであり、それらが守られ、尊重される社会を築いていくことが必要である。このため、具体的施策「人権教育の推進」「道徳教育の充実」等の施策については、具体的施策の最上位に位置付けられたい。

なお、施策の体系の具体的施策の変更にあたっては、他の項目にも影響を与えることから、これらとの整合に十分注意されたい。

#### ④ 重点的に取り組む施策について

重点的に取り組む施策の表記については、施策の体系の具体的施策に掲げる46項目のうち、今後5年間で重点的・優先的に取り組む施策を16項目抽出したのものとなっているが、「第3章 今後5年間で取り組むべき基本施策」との関連が見えにくいいため、相互の関連性が明確になるよう工夫されたい。

### (3) 今後5年間で取り組むべき基本施策の内容等について

#### ① 施策展開の方向1 「生きる力を育む教育の推進」

- 54ページの「小中一貫教育・小中連携教育の推進」の文中の表記では、その効果が「中1ギャップの解消」に限定しているかのような誤解を与えかねない。

小中一貫教育・小中連携教育については、義務教育9年間を通した系統的・計画的な教育指導による、「子供の個性や能力の伸長」「創意工夫を生かした教育の展開」「豊かな人間性や社会性の育成」「生活指導上の課題への対応」等、様々な効果が期待できるものであり、これらの点についても追記されたい。

#### ② 施策展開の方向2 「学校・家庭・地域の連携強化」

- 特に意見等はない。

#### ③ 施策展開の方向3 「教育の質の向上と教育環境の整備」

- 68ページの「㊸ 学校施設・設備の整備」の文中の表記では、児童・生徒の教育環境を良好に保つための施策として、「普通教室の冷房化の推進」を掲げているが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災後の全国的な節電意識は、今後も持続的に取り組む必要があり、当該表記は、これに逆行したものと捉えかねられない。

夏の暑さ対策については、冷房化の推進に限定せず、消費エネルギーの低減に向けた、多様な手法を検討されたい。

④ 施策展開の方向4 「自己実現を目指す生涯学習の推進」

- 74ページの「㊦ 生涯学習施設・設備の整備」の文中の表記では、生涯学習センター（仮称）の設置に向けた検討については、長年の懸案事項となっている。過去に社会教育委員においても、生涯学習センター（仮称）の設置に向けて、2か年にわたり検討した経緯があり、その中では、施設建設までの間、地区会館等の既存施設・設備を有効に活用し、各種の生涯学習活動の情報の一元化等を図る拠点の設置について、提言がなされている。

このため、当該文中の表記については、これらのことに十分考慮し、内容の追記について検討されたい。

(5) 数値目標の設定及び項目等について

① 基準値の設定日について

基準値の設定日については、平成23年4月1日とされているが、本計画の計画初年度となる平成24年4月1日に改められたい。

② 目標指標について

「市学力・学習状況調査による本市立学校と全国との平均正答率の相対比率」については、目標値（平成29年3月31日）の設定の根拠が明確になっていない旨の意見があった。本市では、児童・生徒の学力向上については、喫緊の課題であり、目標値の設定について再考されたい。